

稲畑産業健康保険組合被扶養者認定基準

（目的）

第1条 この基準は、健康保険法第3条第7項に定める被扶養者資格の審査・認定等を稲畑産業健康保険組合（以下「組合」という）が適正かつ公平に行うための基本原則を定めたものである。

2 既に被扶養者として認定されている者に対する資格の再審査・再認定の取扱いもこの基準による。

（被保険者の届出義務）

第2条 被保険者資格を取得した時点において、被扶養者の認定を受けようとする者があるときは、被保険者資格取得後5日以内に所定の被扶養者届に必要事項を記入し、組合が指定した被扶養者認定関連資料（以下「書類」という。）を添え、事業主を経由して組合に届出なければならない。

2 被保険者資格取得後に被扶養者の認定を受けようとする者が新たに生じたときは、その日から5日以内に前項に準じ被扶養者届に書類を添え、事業主を経由して組合に届出なければならない。

3 既に被扶養者の認定を受けている者が被扶養者資格要件を満たさなくなったときは、直ちにその事実が発生した日を被扶養者届に記入し、事業主を経由して組合に届出なければならない。

4 前三項の記載事項に変更がある場合は、被保険者はその都度事業主を経由してその事実を組合に届出なければならない。

（被扶養者の範囲）

第3条 健康保険法第3条第7項に定める被扶養者の範囲は次のとおりとする。

1 主としてその被保険者により生計を維持するもので次の者

- （1）直系尊属
- （2）配偶者（内縁関係を含む）
- （3）子
- （4）孫
- （5）兄弟姉妹

2 被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもので次の者

- （1）被保険者の三親等内の親族
- （2）内縁の配偶者の父母及び子
- （3）内縁の配偶者の死亡後に、引き続き同一の世帯に属しているその父母及び子

3 前二項の「主としてその被保険者により生計を維持する」とは、継続してその生計費の大半を被保険者が負担していることをいう。

(認定の原則)

第4条 健康保険法並びに関係法令・通達に基づき、認定対象者及び被保険者について、次の項目に沿って総合的に審査し、健康保険法第3条第7項に規定する要件への適合の可否を、個々の事例によって組合が判断し行うものとする。

- (1) 被保険者により継続的に主として生計が維持されている事実があること
- (2) 被保険者に認定対象者を扶養すべき義務があること
- (3) 被保険者が認定対象者を扶養せざるを得ない理由があること
配偶者及び義務教育修業以降継続して全日制教育機関に就学している者を除く18歳以上の就労可能者については、特に扶養しなければならない事情があると認めた場合に限り被扶養者として認定する
- (4) 被保険者には継続的に認定対象者を養う経済的扶養能力があること
- (5) 認定対象者に収入がある場合は、厚生労働省通知並びに関係法令、本基準に定める範囲内であること
- (6) 認定対象者を被扶養者として認定する事が実態と著しくかけ離れたものではなく、かつ社会通念上妥当性を欠いていないと認められること

(扶養義務者が複数の場合の認定対象者の帰属)

第5条 認定対象者にかかわる扶養義務者が複数ある場合は、扶養義務者の収入及び扶養能力、被保険者の被扶養者としなければならない経緯または理由、生計維持の事実などを総合的に審査して組合がその帰属を判定する。

2 夫婦共同扶養の場合は、原則として年間収入の多い方の被扶養者とする。ただし社会通念上、妥当性を欠くと思われるときはこの限りではない。

(収入の範囲)

第6条 被保険者の収入の範囲は、原則として被保険者の所属する事業所から労務の対価として支給されるすべてのもの(非課税通勤費・通勤手当を含む総支給額)とする。なお、任意継続被保険者については、一定の保険料負担により、原則として在職中と同様の給付を受けることができる任意継続の制度趣旨に鑑み、任意継続における標準報酬月額をもって収入とみなす。

2 認定対象者の収入の範囲は、原則として以下のすべてを含むものとする。なお収入とは原則として現金及び現金によって評価しうる現物の受入総額をいう。

- (1) パート、アルバイト、内職等を含む勤労による収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む)
- (2) 各種年金収入(厚生年金、国民年金、各種共済年金、船員保険年金、農業者年金企業年金、各種の恩給・遺族年金・障害年金等)
- (3) 事業収入(自営・自由業、農業、漁業、林業等)
- (4) 雇用保険給付金及びこれに準ずるもの
- (5) 健康保険、労働者災害補償保険等における休業補償的給付金
- (6) 不動産収入、利子収入、配当金収入
- (7) 雑収入(原稿料、講演料等)
- (8) 被保険者以外からの仕送り金
- (9) その他の継続性を有する収入

(組合の調査権)

第7条 組合は、被扶養者の認定を厳正かつ公平に行うため、必要に応じて被保険者に対して書類の提出もしくは提示を要求し、またはその他の方法により事実を確認することができる。

(扶養に関する事実の立証義務)

第8条 被保険者は、認定対象者が被扶養者の要件に該当することを書類をもって立証しなければならない。

(1) 被保険者との親族関係

(2) 生計維持の事実(認定対象者の収入状況を含む)

(3) 第3条第2項該当者については「同一の世帯に属している」ことの実事

2 被保険者は、認定対象者が18歳以上の通常就業年齢にある場合、就業ができない事情または就業していない旨の事実を書類をもって立証しなければならない。

3 被保険者は、原則として配偶者以外の認定対象者が被保険者と別居状態にある場合には、送金または生計費支弁の事実について書類をもって立証しなければならない。

(被扶養者資格審査の放棄)

第9条 組合が提出または提示を要求する書類を、被保険者が正当な理由なく指定した期日までに提出もしくは提示しないとき、またはその他の方法によって組合が要求する事実確認の回答を拒否したときは、被保険者が認定対象者にかかわる資格の審査を受ける意思を放棄したものとみなし、審査の対象から外すものとする。

(被扶養者資格付与の日)

第10条 組合が認定対象者を被扶養者と認めた場合の資格付与の日は、次のいずれかによるものとする。

(1) 被保険者資格取得後5日以内に、所定の被扶養者届及び書類を組合に提出したときは、原則として被保険者資格取得の日とする

(2) 被保険者資格取得後6日以上経過して、所定の被扶養者届及び書類を組合に提出したときは、原則として組合受付日とする

(3) 組合が求めている書類の提出、提示に時間がかかり、資格付与の日を被保険者資格取得の日または組合受付日とすることが適当でないと判断したときは、原則として全ての書類が組合に提出された日とする

2 被保険者資格取得後、新たに認定対象者が生じたときの扱いは、前項の「被保険者資格取得」を「認定対象者資格発生」と読み換えて準用する。

3 被扶養者資格の再審査を受け、資格を有すると組合が判断したときの資格の効力は引き続き継続するものとする。

(認定後の事実確認調査及び検認)

第11条 組合は、定期的または随時に被扶養者を有する被保険者に対し、扶養事実の確認のための調査を行うものとする。

(職権による被扶養者資格の取消)

第12条 被保険者から被扶養者資格喪失の届出がなされていない被扶養者について、被扶養者資格の要件を有しなくなった事実が判明した場合、事実の発生日を確定できるときはその日、確定できないときはその事実が判明した日をもって資格を取消すものとする。

２ 被扶養者となる資格を有しない事実を隠し、または虚偽、その他不正な内容を含む被扶養者届及び書類に基づき被扶養者の認定を受けていたことが判明した場合は、前項に準じて資格を取消すものとする。

３ 前二項において、既に保険給付を受けていた場合、組合はその保険給付等に要した費用の全部または一部を被保険者に返還させるものとする。

（再審査請求）

第１３条 被扶養者の認定に関する組合の決定に不服がある場合、被保険者は認定の対象となることの妥当性を立証できる書類等を追加したうえ、事業主を経由して組合に再審査の請求をすることができる。

（特別の事例）

第１４条 被扶養者の認定について新たな事例が発生した場合は、その都度組合が審査・決定を行うものとする。

（基準外事項）

第１５条 本基準に定めのない事項は、組合の権限で内容を詳細に調査し、適正かつ公正に審査の上、被扶養者資格の適否について決定する。

附 則

この基準は、平成３０年１月１日から施行する。